

漢字と固有名詞（62・4・18）

池上 権造（昭5文甲）

昭和五年に文甲を出ました池上でございます。それからまた昭和十三年から十年余り、京大に吸收されるまで三高においていただきましたので、存じ上げている方々は多いのですが、近年は眼の衰えも進みまして、すれ違つて行き過ぎてから挨拶されたのに気付くといった有様で、何かと失礼致していることと存じます。

さて今日申し上げようとすることは掲げました題の或る一部のことと、普通には予期されると程遠い一つのこととでございます。近頃、芸名やペンネーム、更に戸籍上の命名における漢字の使い方に見られます傾向のうち、一般にはそう気付かれていないかも知れませんがわたくしどもに気になるのは、漢字の訓を勝手に切つて用いる事であります。もし人をヒ、犬をイ、宮をミ、

寺をテ、高をタ、広をヒに使つと申せば、今の若い方は知らずこここの皆様方は奇異の感をお持ちになると存じます。この六例は、めつたに有りそうにもないものをわざと含めて挙げてみたもので、その半分は実在ないしそうらしいものであります。個々の場合には、前後に来る漢字との意味上の関連を初め、字劃数その他姓名判断の要素もあるかも知れませんが、外に現れた現象面を言語と文字といふ角度でまとめれば、字訓の切断用法ということになります。

ここでおことわり申しますが、個人の名が公的に或いは私的に定められる場合、その事情や経緯は一般にはわかりませんし、またまたわかつても、名は自分を他者と区別する符牒にすぎないと割り切れる人がありますかどうか。一方、姓名判断が盛んだといって名が实体そのものだという古代信仰が復活したなどと申すのではありませんが、事実わたくしなども、名がみだりに論（あげ）われたら嬉しくは思わないほうであります。したがつて、現代の人名については遠慮したい気持に駆られまして、こついう集まりか、せいぜい教室まで、活字になる場合は一層慎重になるのを例と致しました。マスコミの紙上や映像に現れるのを拾つただけでは、かりに遠慮をしなくとも例が少うございます。比較的簡単な女性の個人名について、そういう学校の名簿で姓のみならず名までの振仮名付き（ローマ字も）のものでもあればかなり事は鮮明になるかと思いますが、そういう便宜に恵まれておりません。

では、こんなにしてまで固有名詞をなぜ追いかけるのかということについて少し申し上げます。さき程、近頃の命名の傾向と申しましたが、戦後三十年四十年とたつてわたくしは痛感するに到了たのであります。今にして思えば長く迂闊だったわけなのであります。戦後の言語政策の直接間接の影響を初めとして改めて考えなければならぬと存じます。ところが固有名詞はその除外であるということです。

ここで申し添えなければならないのは、戦後の諸施策何れも我々を法的に拘束するものはございません。唯一の例外が出生届出の際に名に使われる字の種類が法の施行細則に定められることによる制限であることは皆様先刻御存じのことと思います。ところがここに大きな抜け穴があります。字の種類の数は初めから見れば少し増しておりますが、とにかく字の読み方が付いていいのは変りません。極端なことを申せば人をイヌ、白をクロと読ませようとしても妨げられないはずであります。文字は語を写すもので、語の構成要素の音につながるか、またはまとまつた意味単位としての語につながるかはあっても、字の側から言えば読み方を欠いたものは文字でありません。数学式の加減乗除や等号、道案内の矢印には一定の読みがないので文字と認められません。したがつて当用漢字なるものが決められたとき、追つかけて音訓表を付けました。本来同時

であるべきものが字だけ先にというのが日本の扱い方だと申したいのですが、右の音訓表が二十年後に修正されたとき、またこんなうるさいことをいう声もございました。読み方なしの字だけの表は、機械の活字スペースの節約などにはなり、間接的に漢字の濫用の歯止めにはなりますが言語 자체の問題よりも外側のことです。

更に少し観点を変えて申せば、名はもとより呼ばれなければなりませんが、それ以上に如何に書かれるかがわが国では大切なことなのであります。今ならば片仮名か平仮名か、そうして漢字ならばどういう字かまでを書き別けるのが普通であります。改名というのは字だけを変えるのも普通に使われます。五十年余り前のことになりますが、阪急宝塚線で駅名変更の貼紙がありまして、よく見ると「螢ヶ池」が今日のように「螢池」になるだけの表記の問題なのにかえつて驚いた記憶がございます。事はおのずから書き言葉優先の明治からの傾向にもつながりますが、この度はこれは打ち切ります。

話を戻して、固有名詞でないものについて、凡そ漢字を交えて日本語を書き記す場合、名詞・形容詞・動詞など実体性のある部分を表意文字である漢字で、助詞や語尾変化という形式部分を仮名でというのは理に合ったものとして今日認められております。

ところで各言語は物や事柄や動作を表わすのに、それぞれの言語の区切り方があつて、一様ではありません。一言語内でもそれはあつて色彩の赤と、光度の強さをアカイ一語ですか、後者

をアカルイと二語でするかは全国かなり大きく分れております。英語を習つて leg と foot の区別を知らねばならないのはこちらはアシ一つですむからであります。古代の日本人が中国語ないし漢字に接したときその問題があつたわけであります。人は一対一の対応ですみましたが、ナクという語は人間にも動物にも使うのに、あちらは「泣・鳴」で表わされ、唐の長安の発音をもとにぐつと日本訛りに言えば、キウとメイと全く別の語があつたわけであります。その甚しい例がミルに対する見・看・視以下いくつか、ヨシに対する良・可・佳・善等々といったことになります。文字に接する人々が稍ふえだす江戸時代になると、こういう場合の手引の書を古学派や古文辞派の伊藤・荻生といった儒者が著して、後にはその活字版まで出されるようになりました。（操觚字訣。訳文筌蹄。）明治以降の漢和字典はこれらの要素を採り入れておりますから、固有名詞中の文字選びにつながります。

明治になりますと、禄を離れた儒者や武士が新聞記者になつて漢字の素養をふりまわし、漢語が好んで使われた時期もございました。その一部は小説をも書き、振り仮名を多く使って漢語にも色々の訓を付けました。漢字の種類も多く読み方も多くなる傾向を憂える声がおこるのも無理ではありません。

この線上の運動が色々あって、大正をこえて戦前に至り、そうして戦後に一挙にというのが御存じの通りの諸施策でありました。そこでは上述の語彙の一対一の対応を目指す方向と考えられ

ます。

クラに倉のほかに蔵を残したのは大蔵省のためといった例外は見られます。漢字の種類というのは結局語彙の問題でありますから、仮名遣の場合のような規則は望むべくもないものと存します。これらが行なわれて二十年三十年になり、新聞や雑誌類の用語の実態の調査が国立国語研究所で続けられておりまして、近年はコンピューターの発達で初期の調査とは桁違ひの大規模なものになつてゐるようあります。そして施策の結果が着々と出でているというわけであります。

いろいろ廻り道をしてまいりましたが、この言語政策の死角にあるのが固有名詞であります。日常通用の書類は大勢に従うことが便利であつても、わが子の名にはとか、筆名だけはといった希望や身構えがないでありますか。この店が繁昌するためには気のきいた名や字がほしいということになります。ここでは漢字が自由に使われようとする姿を探ることができないかとえて取り上げようとした所以であります。そうして公的な命名で字種を制限されるためのはけ口が、字の読み方の様々な使用になります中で、意外にも訓の切断の多いのに驚いたのでございます。

(未完)

追記

録音原稿の冗漫部分を削るだけでは気がすまず、当日の姿は残しつつ組織を整え直

して新に書き出したのが意外に遷延、そのうち体調を損じ進退きわまり、編者のできたところだけでもとの御配慮に甘え、かかる不体裁になつたことをおわび申さねばならない。これは全体の三分一程度なので全体の構成を左に略示させていただく。

- 一 はしがき（既）
- 二 問題提起 固有名詞を問題にすること（既）
- 三 字訓の切斷現象の起る素地（未）
- 四 近頃の現象の契機と原因（未）

（大阪大学名譽教授・京都大学名譽教授）

（注）

未完分についての追稿は、
次の第七巻末に掲載させてい
ただく予定です。